



第115期
報 告 書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

浅香工業株式会社

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜りまして、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の報告書をお送りいたしますので、ご高覧のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境に支えられて、緩やかな回復基調を持続しました。一方で、米中貿易摩擦の問題や国外における地政学的リスクの拡大等の懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社は新規販路、新規市場の開拓と売上拡大に向け積極的な営業活動を展開しましたが、主要販売先における農具、園芸用品類および物流関連機器類の売上が伸び悩み、売上高は8,236百万円（前期8,441百万円）となりました。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等に努めた結果、営業利益は138百万円（前期119百万円）、経常利益は156百万円（前期123百万円）、当期純利益は83百万円（前期90百万円）となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申し上げます。

生活関連用品

ショベル類につきましては、暖冬による除雪用ショベル・スコップの売上が減少し、自然災害による復旧・復興特需もありましたが、国内向け売上高は884百万円（対前期比3.9%減）となりました。輸出は、経済制裁の影響で主要販売先であるイラン向けの受注が見込めないなか、新規販路をはじめ他の諸外国へも拡販努力するものの売上高は111百万円（対前期比24.8%減）となり、ショベル類全体の売上高は996百万円（対前期比6.8%減）となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、自然災害による特需の売上もあったものの、酷暑および台風等の天候不順により、売上が鈍化し、売上高は4,480百万円（対前期比2.0%減）となり、生活関連用品全体の売上高は5,476百万円（対前期比2.9%減）となりました。

物流機器

業界内における設備投資は企業収益の改善を背景に、当社の受注状況も拡販策の展開により回復傾向にあります。売上高につきましては2,759百万円（対前期比1.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2019年3月25日に第3回無担保社債（銀行保証付）を発行し、1億円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第112期 (2016年3月期)	第113期 (2017年3月期)	第114期 (2018年3月期)	第115期(当期) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	8,229	7,879	8,441	8,236
経常利益 (百万円)	36	45	123	156
当期純利益 (百万円)	10	22	90	83
1株当たり当期純利益	11円02銭	23円29銭	93円84銭	86円64銭
総資産 (百万円)	5,688	5,580	6,234	6,246
純資産 (百万円)	2,597	2,723	2,931	2,941
1株当たり純資産額	2,701円77銭	2,833円87銭	3,050円42銭	3,061円79銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。
2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出してしております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、第112期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、前事業年度以前に係る総資産の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用や所得環境の改善、設備投資の増加等、景気の拡大基調は続くと思込まれるものの、内外政治面の懸念材料や地政学的リスクの不安感に加え、海外経済の不確実性や金融市場の変動等が日本経済に大きく影響することも予想され、依然として経営環境は予断を許さない状況で推移するものと考えられます。

当社といたしましては、引き続き基盤事業の強化拡大を図り、既存ルートへの営業戦力アップと新規販路、新規市場の開拓に取り組むとともに、既存製品の改良改善をはじめツールの軽量化・地域性や特殊用途の機能性を重視した製品開発、海外事業およびネット販売事業の強化により、売上拡大と収益力向上を図り、また、堺工場の生産体制強化、生産効率向上に向け、生産設備の刷新、改修に取り組む、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。

業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスクおよびコンプライアンス管理体制の確立に向け積極的に取り組んでおり、また、BCP対策や反社会的勢力の排除に向けた取り組み等についても、強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取 扱 品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
生 活 関 連 用 品	
シ ョ ベ ル 類	ショベル、スコップ、スペード
ア ウ ト ド ア 用 品 類	園芸用具
工 事 ・ 農 業 用 機 器 類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物 流 機 器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

本 社	堺市堺区
支 店	東京支店（さいたま市南区）、北海道支店（北海道江別市）、 名古屋支店（愛知県春日井市）、福岡支店（福岡市博多区）
物流センター	茨城物流センター（茨城県稲敷市）
工 場	堺市堺区

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
150名	－	44歳10ヶ月	19年6ヶ月

(注) 臨時使用人（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	265
株式会社近畿大阪銀行	248
株式会社みなと銀行	183
株式会社池田泉州銀行	121

(注) 1. 株式会社近畿大阪銀行は、2019年4月1日付で株式会社関西アーバン銀行との合併により、株式会社関西みらい銀行となっております。
2. 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	4,000,000株
(2) 発行済株式の総数	1,037,080株
	(うち自己株式76,213株を含む)
(3) 単元株式数	100株
(4) 株主数	1,018名
(5) 大株主	

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
浅香工業取引先持株会	100	10.45
株式会社近畿大阪銀行	45	4.74
株式会社みなと銀行	38	3.97
アサカ従業員持株会	37	3.94
三菱ロジスネクスト株式会社	34	3.55
株式会社三菱UFJ銀行	32	3.33
日本伸銅株式会社	30	3.12
浅香佳子	25	2.69
浅香肇	25	2.67
株式会社西沢材木店	25	2.64

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,213株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社近畿大阪銀行は、2019年4月1日付で株式会社関西アーバン銀行との合併により、株式会社関西みらい銀行となっております。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - I 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
 - II 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
 - III 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - II 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
 - II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。
 - III 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
- II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。
- III 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けけないものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- I 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対し周知徹底を図る。
- II 監査等委員会は必要に応じていつでも、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。
- III 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- IV 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもつこととする。
- II 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても報告を行い相互の連携を図る。

- Ⅲ 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

4. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様ごの判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めました。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場のなかで、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

(3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また本対応策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし2007年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、2010年6月開催の定時株主総会終了後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを2010年6月29日開催の第106期定時株主総会、2013年6月27日開催の第109期定時株主総会および2016年6月29日開催の第112期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等の大規模買付行為に対する対応策は、2016年6月29日開催の第112期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続してまいりました。

有効期限を迎える本年におきましても、2019年5月13日開催の当社取締役会にて、この方針の基本的な考え方を維持した上で継続導入することを決定し、同年6月27日開催の第115期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただきました。

詳細につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asaka-ind.co.jp/>）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（2019年5月13日）をご参照ください。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	4,710,144	流 動 負 債	2,711,534
現金及び預金	768,377	支払手形	1,181,184
受取手形	159,228	買掛金	574,470
電子記録債権	1,098,302	短期借入金	530,000
売掛金	1,048,286	1年内返済予定の長期借入金	97,448
商品及び製品	1,316,580	未払金	49,041
仕掛品	48,590	未払費用	137,475
原材料及び貯蔵品	138,074	未払法人税等	46,117
前渡金	27,908	預り金	27,396
前払費用	18,337	賞与引当金	68,100
未収入金	63,280	その他	300
未収消費税等	6,068	固 定 負 債	593,411
為替予約	16,360	社債	300,000
その他	1,948	長期借入金	71,284
貸倒引当金	△1,200	繰延税金負債	89,627
固 定 資 産	1,536,774	退職給付引当金	132,500
有 形 固 定 資 産	300,376	負 債 合 計	3,304,946
建物	175,264	純 資 産 の 部	
構築物	2,713	株 主 資 本	2,590,837
機械及び装置	75,803	資本金	829,600
車両運搬具	6,589	資本剰余金	509,408
工具、器具及び備品	29,199	資本準備金	509,408
土地	10,805	利 益 剰 余 金	1,338,544
無 形 固 定 資 産	35,453	利益準備金	131,380
ソフトウェア等	35,453	その他利益剰余金	1,207,164
投 資 そ の 他 の 資 産	1,200,945	買換資産圧縮積立金	46,144
投資有価証券	920,351	別途積立金	500,000
関係会社株式	50,876	繰越利益剰余金	661,019
破産更生債権等	495	自 己 株 式	△86,714
その他	229,686	評価・換算差額等	351,135
貸倒引当金	△465	その他有価証券評価差額金	339,780
資 産 合 計	6,246,918	繰延ヘッジ損益	11,354
		純 資 産 合 計	2,941,972
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,246,918

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		8,236,510
売 上 原 価		6,213,689
売 上 総 利 益		2,022,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,883,990
営 業 利 益		138,829
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,154	
そ の 他	21,030	43,185
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,255	
そ の 他	14,858	25,113
経 常 利 益		156,901
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,163	16,163
税 引 前 当 期 純 利 益		140,737
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		58,000
法 人 税 等 調 整 額		△524
当 期 純 利 益		83,261

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計		
		資 備 本 金	利 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
			買 換 資 産 積 立	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金			
2018年4月1日 残高	千円 829,600	千円 509,408	千円 131,380	千円 48,640	千円 500,000	千円 604,090	千円 1,284,111	千円 △86,528	千円 2,536,591	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△28,829	△28,829		△28,829	
買換資産圧縮積立金の取崩				△2,496		2,496	-		-	
当期純利益						83,261	83,261		83,261	
自己株式の取得								△186	△186	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2,496	-	56,928	54,432	△186	54,246	
2019年3月31日 残高	829,600	509,408	131,380	46,144	500,000	661,019	1,338,544	△86,714	2,590,837	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日 残高	千円 382,445	千円 12,327	千円 394,772	千円 2,931,363
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△28,829
買換資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				83,261
自己株式の取得				△186
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△42,664	△973	△43,637	△43,637
事業年度中の変動額合計	△42,664	△973	△43,637	10,608
2019年3月31日 残高	339,780	11,354	351,135	2,941,972

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

役員

(2019年3月31日現在)

浅香工業株式会社

代表取締役社長	古賀秀一郎
専務取締役	岡田実
取締役	山木信男
取締役	河本幸博
取締役	野村剛
取締役	菅浩範
取締役（常勤監査等委員）	林弘章
社外取締役（監査等委員）	中務正裕
社外取締役（監査等委員）	田中宏明

会社の概況

(2019年 3月31日現在)

創業 1893年 5月 5日

設立 1931年11月25日

資本金 829,600,000円

事業所

本社 〒590-0982

および工場 堺市堺区海山町 2丁117番地
電話 (072) 229-5227 (代表)
(072) 229-5137 (代表)

東京支店 〒336-0025
さいたま市南区文蔵 4丁目11番 5号
電話 (048) 864-1221 (代表)

北海道支店 〒067-0051
北海道江別市工栄町20番地の 1
電話 (011) 383-3136 (代表)

名古屋支店 〒486-0941
愛知県春日井市勝川新町 3丁目 4番地
電話 (0568) 32-3766 (代表)

福岡支店 〒812-0016
福岡市博多区博多駅南 5丁目19番 7号
電話 (092) 471-6185 (代表)

茨城物流センター 〒300-0504
茨城県稲敷市江戸崎甲1015-1
電話 (029) 892-8595 (代表)

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会開催時期	毎年6月
定時株主総会の基準日	3月31日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
上場証券取引所	東京証券取引所
公告方法	電子公告とし、当社ホームページに掲載いたします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載いたします。 インターネットホームページ http://www.asaka-ind.co.jp/

株式に関するお手続きについて

①証券会社等の口座に記録されている場合と、②特別口座に記録されている場合で、株式に関するお手続きが異なりますので、当該窓口にお問合せください。

①証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○住所・氏名等のご変更 ○単元未満株式の買取請求 ○配当金の受領方法・振込先のご変更		口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

②特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法・振込先のご変更	特別口座の 口座管理 機関	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ		株主名簿管理人